

（別記）

胎工傷 要示

- 一、産下不調負傷者、廢止
- 一、時時有痛別者、中止
- 一、現業收賃銀、全額増給、
- 一、産業一時間ニ就キ時給ヲ割増ス
- 一、午後九時以後、産業一時給、十割増ノコト
- 一、公傷病一日給、全額ヲ支給スルコト
- 一、私傷病一月以上ノ欠勤者ニ一日給
ノ數ヲ支給スルコト
- 一、産科室浴場食堂脱衣場、竣工
- 一、出張手当（旅費共）支給方、改正反

會社側ノ要示

- 廢止スル事
但し作業都合上不可ニ付急合
ニ限リニテモ
- 研究レ置ルコト
- 承認出スル
- ワ
- ワ
- 援助規定ヲ臨時際ニ適用ス
- 援助規定了
- 漸次建設スル事ニ登カス
- 研究レ置ル